

財政状況等一覧表内の各種用語の内容は以下のとおりです。

【一般会計】

一般会計とは、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすものです。

【普通会計】

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な把握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分です。

東温市では、用品管理特別会計のような一般会計と合算して集計すべき特別会計がないため、一般会計と普通会計は同額になります。

【特別会計】

特別会計とは、ある特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区分して経理するための会計です。

【公営事業会計】

普通会計と同じ財政比較のための会計区分で、東温市では水道事業会計、公共下水道特別会計、国民健康保険特別会計などが該当になります。

【一部事務組合】

複数の普通地方公共団体が、事務の一部を共同で行うため設立する団体です。

【財政力指数】

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数です。

基準財政収入額は、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法において算定した額で、基準財政需要額は、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行ない、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。

財政力指数は「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされています。

また、「1」を超えると国から地方交付税は交付されず不交付団体となります。

【経常収支比率】

市の財政構造の弾力性を測定する比率です。

具体的には、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に対して、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入がどの程度充当されているかをみることにより、その団体の財政構造の弾力化を判断するための指標です。この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

【実質公債費比率】

平成18年度からの地方債制度改正に伴い導入された新財政指標です。従来の指標である起債制限比率は、標準的な財政規模に対する普通会計の公債費（交付税措置分を除く）の割合ですが、実質公債費比率は、上下水道など公営企業債の返済に充てられた繰出金や、債務負担行為に基づく歳出なども債務として算定します。この指数が18%を超える団体は地方債の発行が協議制から従来の許可制度に戻ることとなります。

【実質収支】

歳入歳出差引決算額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源（継続費通次繰越、繰越明許費、事故繰越等）を除いた決算額です。

【実質収支比率】

標準財政規模に対する実質収支額の割合を実質収支比率といいます。

【標準財政規模】

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものです。